

本人通知制度のご利用にあたって

本人通知制度とは、住民票の写しや戸籍謄本等を本人の代理人や第三者に交付した場合、事前に登録した人に対して交付した事実を通知するものです。

本人通知をすることにより、不正請求の早期発見、事実関係の早期究明が可能になることから、不正請求を抑止する効果も期待されます。

注意：この制度を利用するには、事前に登録が必要です。

また、第三者に対する証明書の発行を制限するものではありません。

◆ 通知の対象となる住民票の写し等の種類

- 住民票の写し（除票の写しを含む）
- 住民票に記載をした事項に関する証明書（除票記載事項証明書を含む）
- 戸籍の附票の写し（消除された戸籍の附票の写しを含む）
- 戸籍の謄本又は抄本（除かれた戸籍の謄本又は抄本を含む）
- 戸籍に記載した事項に関する証明書（消除された戸籍に記載した事項に関する証明書を含む）

◆ 代理人・第三者による請求とは

- 住民票の写し、住民票に記載をした事項に関する証明書
→ 「自己又は自己と同じ世帯に属する者」以外
- 戸籍の謄抄本・附票
→ 「戸籍に記載されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属」以外

**※例：委任状持参の代理人、特定事務受任者（弁護士、司法書士など）、
債権者からの請求など**

◆ 登 録 先

- 場所 本庁 1 階市民課、又は、各支所地域振興課
- 時間：8 時 30 分から 17 時 15 分（土曜日・日曜日・祝日を除く）

◆ 登録できる人

- 八代市の住民基本台帳に登録されている人（住民基本台帳から除かれた人を含む）
- 八代市が編製した戸籍に記載されている人（戸籍から除かれた人を含む）

注意：死亡した人、失踪宣告を受けた人については登録できません。

◆ 登録に必要なもの

- 登録を希望する人は、本人確認書類（下表参照）を持参してください。

1点でよいもの：運転免許証、パスポート、運転経歴証明書（平成24年4月以降のもの）、 マイナンバーカード、障害者手帳など、顔写真付きの公的な身分証明書
2点必要なもの：健康保険資格確認書、介護保険資格者証、年金手帳、公的年金証書、 医療受給者証など、顔写真のないもの

- 代理人が申請する場合は、登録を希望する人からの委任状と代理人の本人確認書類が必要です。
- 法定代理人が申請する場合は、戸籍謄本等の資格を証する書類（八代市に本籍がある人は不要）と法定代理人の本人確認書類が必要です。

◆ 本人通知書の内容について

交付通知書には、次の4項目が記載されます。

1. 証明書の交付年月日
2. 交付した証明書の種別（住民票の写し等）
3. 交付枚数
4. 交付請求者の区分（代理人・第三者等）

注意：交付請求者の個人を特定する情報（住所、氏名等）は記載されません。

◆ 登録の期間について

登録期間は、無期限です。

◆ 登録事項の変更及び廃止の届出について

氏名、住所、本籍など登録事項に変更が生じた場合、又は、登録の廃止を希望する場合は、必ず八代市本人通知制度登録（変更・廃止）届出書を提出してください。

お問い合わせ先

〒866-8601 八代市松江城町1番25号
八代市役所 市民課 電話 0965-33-4110